

第六十五條第十五項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

附則第一条の次に次の四条を加える。  
（法第五條第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）  
第一条の二 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二条の二中「及び就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援及び就労継続支援（法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る）」とする。  
（法第五條第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）  
第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六条の三中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援（法附則第二十二條に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る）」とする。  
（法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める期間に関する経過措置）  
第一条の四 法附則第十九條第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者に係る法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める期間は、平成十八年十月一日におけるその者に係る法附則第二十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七條の十一第三項第一号又は法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五條の十二第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間の残存期間と同一の期間とする。

2 平成十八年十月一日以降に旧法施設支援（法附則第二十二條に規定する旧法施設支援をいう。附則第七條において同じ。）の支給決定をされた者に係る法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から三十六ヶ月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合には、一月間から三十六ヶ月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。  
第一条の五 平成十八年十月一日になされた支給決定（前条各項に規定するものを除く。）に係る第十五條の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは、「十八ヶ月」と、同項第二号中「三十六ヶ月間」とあるのは、「四十二ヶ月間」とする。  
附則第二条を次のように改める。

第二条 削除  
附則第三条中（法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）を削り、切り捨てる。を「切り上げる」に改める。  
附則第五条を次のように改める。

（サービスマニュアル作成費の支給に係る経過措置）  
第五条 第三十二條の二から第三十二條の五までの規定の適用については、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第三十二條の二中「及び共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助及び旧法施設支援（法附則第二十二條に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く）」とする。  
附則第七條第一号中「共同生活援助又は指定施設支援（以下この条において「共同生活援助等」という。）を「障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援に限る。以下この条において同じ。）」に、「共同生活援助等」の「を（障害福祉サービス）」に、「その他共同生活援助等」を「その他障害福祉サービス」に、「当該共同生活援助等」を「当該障害福祉サービス」に、「以下この条において「認定月収額」を「以下「認定月収額」に改め、支給決定障害者等」の「に」であつて、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（第三号において「共同生活介護等」とい

う）を受けているもの」を加え、同条第二号中「共同生活援助又は指定施設支援（知的障害者通所支援（知的障害者福祉法第五條第五項に規定する知的障害者通所支援をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）」を「共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者通所施設（法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者通所施設に限る。）に係るものに限る。）」に改め、同号イ中「身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第六十三條」を「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）」に改め、就労による収入」の下に「（以下「就労収入」という。）を認め、認められたもの」の下に「（以下「年金等収入」という。）を加え、同条第三号中「指定施設支援（知的障害者通所支援に係るものを除く。）」を受けているもの」を加え、共同生活介護等を受けているもの（前号に掲げる者を除く。）に改め、同号イを次のように改める。  
イ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等 (1)から(3)までの場合に  
応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額  
(1) 就労収入の額が三万円以下の場合 就労等収入額から六万九千六百六十七円（厚生労働大臣が定める者）については、六万六千六百六十七円とする。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額  
(2) 就労収入の額が三万円を超え四万三千三百三十三円以下の場合 就労等収入額から就労収入の額と六万六千六百六十七円の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と、認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額  
(3) 就労収入の額が四万三千三百三十三円を超える場合 認定月収額から十万七千円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

附則第七條に次の二条を加える。  
四 認定月収額が令第四十二條の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。）と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 認定月収額から同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額  
五 認定月収額が令第四十二條の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 同項第一号に掲げる額  
附則第十一条の次に次の二条を加える。  
（令附則第十三條の二に規定する厚生労働省令で定める要件）  
附則第十三條の二 令附則第十三條の二に規定する厚生労働省令で定める要件は、附則第六條各号のいずれにも該当していることとする。  
（令附則第十三條の二の規定により読み替えて適用する令第四十二條の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法）  
第十一條の三 令附則第十三條の二の規定により読み替えて適用する令第四十二條の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額（令第四十二條の四第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。  
一 認定月収額が令第四十二條の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者 零  
二 認定月収額が令第四十二條の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額